知多市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和５年１２月２１日

知多市長　宮　島　壽　男

知多市条例第２３号

知多市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

知多市職員の育児休業等に関する条例（平成４年知多市条例第１号）の一部を次のように改正する。

第７条第２項中「（地方公務員法第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を削る。

附　則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。